

各 警 察 署 長 殿

島 交 規 乙 第 8 9 3 号

令 和 6 年 1 2 月 1 9 日

保存期間 5 年

島 根 県 警 察 本 部 長

駐車場法施行令第7条第3項の規定による協議に係る留意事項について（通達）

駐車場法施行令第7条第3項の規定による協議に係る留意事項については、駐車場法施行令第7条第3項の規定による協議に係る留意事項について（令和元年5月16日島交規乙第297号本部長通達。以下「旧通達」という。）に基づき実施しているところであるが、この度旧通達の保存期間が満了することに伴い、新たに保存期間を設けて指示することとする。

なお、旧通達については、令和6年12月18日限り、その効力を失う。

記

- 1 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第44号第2号に掲げる道路の部分（道路のまがりかどから五メートル以内の部分）への出入口の設置に係る協議
 - (1) 一方通行である場合には、入場ゲートまでの距離や出入口の視認性が確保されているか否か確認すること。
 - (2) 一方通行でない場合であっても、入場ゲートまでの距離の確保、誘導員の配置、進行方向の限定、変速車線の設置等により駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜を防止しているか否か確認すること。
- 2 法第44号第4号又は5号に掲げる道路の部分（安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に十メートル以内の部分又は乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から十メートル以内の部分）への出入口の設置に係る協議
 - (1) 路面電車等が道路の中央を通行する場合、道路の中央に位置する安全地帯等に柵等が設置され、当該安全地帯等を利用する歩行者の車道横断を物理的に防止することなどにより、歩行者と道路交通の錯綜が防止されているか否か確認すること。
 - (2) 入場ゲートまでの距離の確保、誘導員の配置、進行方向の限定その他交通整理、変速車線の設置等により駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜を防止しているか否か確認すること。
- 3 新令第7条第2項第3号に掲げる道路の部分（幅員が六メートル未満の道路）への出入口の設置に係る協議

- (1) 一方通行である場合には、入場ゲートまでの距離を確保するなど前面道路での入庫待ちが防止されているか、出入口の視認性が確保されているか否か確認すること。
- (2) 一方通行でない場合であっても、入場ゲートまでの距離の確保、誘導員の配備、退避スペースの確保、進行方向の限定等により、駐車場の出入りの交通と道路交通との錯綜を防止しているか否か確認すること。